

昭和36年度

## 保育所関係予算について

### その編成と問題点

#### 要求予算のまとめの背景

昨年の暮、"病院スト"は解決の見通しがないまま越年か、とうわさされた頃、次は"民間社会福祉施設従事者の番だ"と、今年のストライキ予想が頭をもちあげていた。

幸か不幸か、いまのところ(三月十三日現在)その事実はないが、しかし、施設従事者の組合づくり、わけても保育所保母の組合結成が起りだしている。東京、地方のいかんをとわざできる所からまとまっていっているのだが、あるいは、これがストライキの前兆(?)なのかもしれない。保育界の中には、まだいまの保母さんじや、ストライキは実行できないだろう、とみている向きもある。

施設従事者=保母が自分たちの生活権を確保するために組合をつくったり、ストライキをすることは、大きい社会問題であることは

いうまでもない。実際問題として、日本が福祉国家となるためには、その手になるべき働き手たちが「福祉の対象」となるが如き条件で仕事をするようでは、とても福祉国家の実現はおぼつかないだろう。

いま、これから論じていこうとする昭和三十六年度の保育所関係予算には、まさに従事者の待遇改善=ベース・アップをどこまで盛り込むか、または盛り込ませるかに、その焦点があつたといって過言ではない。予算運動の前哨線の頭から、関係者たちの関心はその一点にしばられていた。社会福祉関係予算確定運動を統一していくべき役割を荷っていた全国社会福祉協議会の予算対算委員会で、新年度の要求項目を検討した席上、施設長、及び保母代表たちは「何どいったって待遇改善、ベース・アップ、これだけは絶対避けない項目だ。」と異口同音に発言していた。



児童福祉施設職員平均本俸月額 公私別比較

職種別	公			私			
	職員数	平均本俸額	指數	職員数	平均本俸額	指數	
職種別	収容施設	4,985人	15,125円	100	8,900人	9,621円	64
	施設長	439	27,286	100	747	18,685	69
	指導員	445	14,936	100	1,295	11,170	75
	教護	296	19,218	100	19	12,242	64
	保母、教母、寮母	1,841	12,896	100	2,702	8,582	67
	事務職員	435	19,481	100	742	10,904	56
	医師	18	24,253	100	11	12,067	49
	助産婦、看護婦	221	15,696	100	271	10,793	69
	準看護婦	26	9,128	100	72	8,365	92
	栄養士	47	11,479	100	114	8,189	71
	調理士	319	11,962	100	699	6,925	58
	その他の職員	898	11,548	100	2,228	7,298	63
職種別	保育所	2,390	9,460	100	2,285	7,362	78
	施設長	230	13,236	100	375	10,405	79
	保母、教母、寮母	1,530	9,652	100	1,198	7,569	79
	事務職員	14	9,613	100	25	6,361	66
	栄養士	11	8,108	100	6	6,413	79
	調理士	270	7,377	100	302	5,423	73
	その他の職員	335	7,708	100	379	5,320	69

(昭和35年4月現在) 厚生省

- (註) 1. 本調査は厚生省児童局が児童福祉法に基づく全施設に対し昭和35年4月分給与についての実態を調査したものである。  
 2. 対象施設の中、保育所については10分の1、無作為抽出法により抽出したもの。  
 その他は悉皆とする。  
 3. 非常勤、臨時、休職、停職者は含まれていない。

保母の公私別給与比較

経験年数	公		私	
	職員数	平均本俸額	職員数	平均本俸額
総 数	2,390	9,460	2,285	7,362
1年未満	106	6,660	192	5,413
1年以上2年未満	147	6,692	196	5,716
2~3	176	7,438	201	6,068
3~5	377	7,747	319	6,589
5~7	385	8,807	286	7,191
7~10	450	10,151	325	7,755
10~15	326	11,933	301	8,758
15~20	203	11,275	181	8,849
20~25	110	11,668	131	8,921
25~30	46	13,095	56	9,724
30年以上	17	12,519	52	9,811
不明	47	9,661	45	6,716

昭和35年5月社会福祉施設給与調査(厚生省)

所管の厚生省においても、施設従事者の給与問題を36年度の第一課題と考え、三十五年四月現在で、児童福祉法に基づく全施設に對して給与の実態調査を行なった。

ここで、その厚生省調査などを引用しつつ施設職員たちの給与実態についてふれておこう。

期末手当公私支給額

期末手当公私支給の基準

	公 立	私 立
年 末	15,125円×1.9 =28,737円	9,621円×1.0 =9,621円
夏 期	15,125円×1.0 =15,125円	9,621円×0.5 =4,810円
計	43,862円	14,431円

備考 児童収容施設従事者平均本俸額は公立  
15,125 円 私立 9,621 円である。

	公 立	私 立
年 末	1.9 カ月	1.0 カ月
夏 期	1.0 カ月	0.5 カ月
計	2.9 カ月	1.5 カ月

昭和35年4月現在

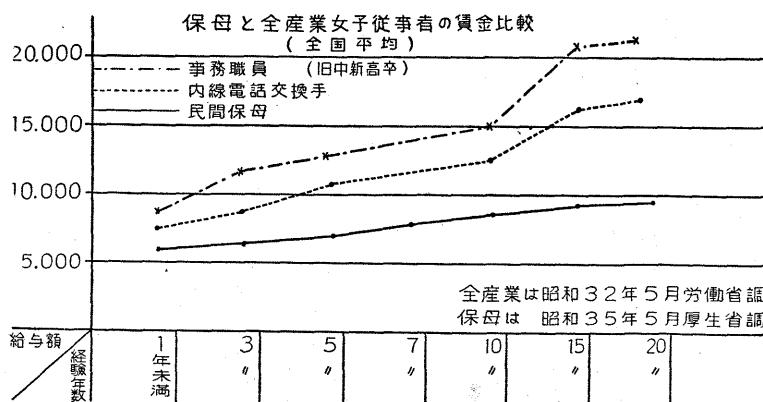
産業別女子従事者1人平均  
月間現金給与額 (1959)

総 数	11,427
鉱 業	11,108
建 設 業	9,569
製 造 業	9,916
卸売業・小売業	12,100
金融保険業	18,704
不動産業	12,842
運輸通信業	15,850
電気ガス水道業	20,095
民間保育所保母	7,569

労働省 每月勤労統計

	幼稚園保母、小中学校教員(短大卒)	民 間 保 母
初任給	9,100	6,214 (1年未満)
五年目	13,200	7,493 (5—7年)
十年目	18,100	8,891 (10年—15年)
備 考	教育職(三)基準 35年5月厚生省調査結果	

保母と全産業女子従事者の賃金比較  
(全国平均)



公私別社会福祉施設数

種別	公私別	公 営	私 営
児童福祉施設 このうち保育所分(35.4月)		6,139 5,496	5,256 4,241
保 護 施 設		858	267
身体障害者更生援護施設		88	35
婦人保護施設		47	11
社会福祉事業施設		177	195
総 数		7,309	5,764

(昭和33年末現在 厚生省)

公私別社会福祉施設従事者数

種別	公私別	公 営	私 営
児童福祉施設		32,841	33,421
保 護 施 設		4,989	2,476
身体障害者更生援護施設		1,020	223
婦人保護施設		180	68
社会福祉事業施設		786	703
総 数		39,816	36,891

(昭和34年12月末現在 厚生省)

まらない児童や老人、身体障害者、母子家庭の人たちなど社会生活上弱い立場に追いこまれ、苦境にある人たちを援助し、自力で社会生活が営まれるように、自立更生の指導や保育、養護などの適切な援護を行なうところであるが、これら施設は、全国で約一万三千あり、そこで働く従事者は約七万七千人に達している。そのうち民間施設は、総数の四十四%の五、七六四施設を占め、その従事者は三万六千八百九十一人で約四十八%に及んでいる。(34年12月末現在)このうち保育所についてみると、公立保育所五、四九六、私立保育所四、二四一となっている。保母は三万四百七十人。(公・私別の数は不明であるが、半数にわけられると、厚生省ではみている。)

前記の厚生省調査によつて、それら従事者の給与をみてみると、児童取扱施設職員の月額平均本俸額は、公営施設従事者(公務員)一万五千百二十五円であるのにくらべ、民間施設従事者は九千六百二十一円で、六四%にすぎない。保育所においては、公務員九千四百六十円にくらべて、民間従事者は七千三百六十二円で、七八%であるから大きい格差があるといえる。とはいへ、ここに示された公務員の給与が妥当だというのではない。これとても低賃金であるが、民間は、さらにわるいわけである。だから「五年勤めても八千円」という看護婦以下の待遇に甘んじなければならない現状から、「保育所スト」は必然といえるわけである。

### 要求予算のその内容

では、厚生省は、施設従事者の給与引上げを中心にして、

保育所関係要求予算をどう組んだのだろうか?

別表「1」の如くであるが、まず、給与のは是正として15%のベースアップ(四億九千万円)期末手当を公務員並の二・九カ月分(三億七千万円)。35年は一・五カ月分)超過勤務手当を年二千円から四千円(六千百万円)増額、他に東北、北海道の保母向きに、寒冷地手当、薪炭手当を新規に要求し、さくに出産する保母のために臨時保母を代替えできる「産休代

別表〔1〕 保育の友10月号(第8巻第10号)付録

## 36年度保育所関係要求予算の概況

(35.8.26厚生省)

事 項	34年度予算	35年度要求	
厚生省要求	1,647億円	2,751億円	(以下の金額は千円単位)
総額	78,9千万円	118,4 千万円	保育所新設(172→200カ所) 150,500
児童局要求	340千万円	544千万円	給与の是正15%引上げ 489,994
保育所要求			期末勤勉手当(1.5→2.9ヶ月分) 37,929
保育額			超過勤務手当(20,000→4,000円) 61,676
児童福祉施設			寒冷地手当(俸、扶の法定額)(新規) 35,892
児童保護措置			薪炭手当(法定額)(新規) 6,283
休日代金	0	26,757 (千円)	疗費(3,00→6,000円) 77,770
保育金	0	82,300	石炭手当(法定額) 540
保育所置	(9,500→11,000カ所)	61,875	給食費(8円10銭→13円60銭) 幼児(30円→37円92銭) 乳児 603,693
季節保育所			日常諸費(2円90銭→4円9銭) 138,706
母子扶助金			採暖費(無級地→一級地)(新規) 30,392
保育所置			間食費(現行通り3円) 220,701
その他			その他

「へき地保育所」七七〇カ所を新設する費用として八千万円を新規要求した。これらを総計すると、五十六億一千百万円になる。これが、厚生省当初要求額であった。

以上の要求項目の紹介からも、従事者に重点をおいて編成されたことがうかがわれるだろう。(これは保育所保母のみでなく、施設職員全体も同じである)

こうしているうちに、人事院から公務員のベース・アップ十二・四%実施の勧告がだされたために、35年度第一次補正予算で、施設側員の十一・九%ベ・アと〇・一ヶ月分の期末手当増額を、大蔵省が認め、十月にさかのぼつて支給されることがきまつた。これは保育界のみならず、施設側には「寝耳に水」「棚からボタモチ」であった。つまり、当初厚生省が十五%要求している分の十一・九%（註

・保育所は十一・一%になる。収容施設と保育所では給与の算出基礎がちがうため。実質的には差別はない）と期末手当二・九ヶ月要求のうち〇・一ヶ月分が認められたから、三・一%と一・三ヶ月分

（35年度当初は年一・五ヶ月分だったが、〇・一ヶ月みとめられたから一・六ヶ月になる。したがって、二・九ヶ月分にしてほしいという要求から一・六ヶ月を差引く）が繰り入れられれば、36年度予

算は発初の厚生省要求案になることになるが、厚生省としては、十一・九%ベ・アを土台としてさらに十五%ベ・アに要求額を組みかえたのである。期末手当も、三ヶ月分の要求に引き上げた。このた

「替保母制」をつくるべく、二億六千万円を新規要求した。保育所側では、ベ・アは20%の線を望んでいたが、厚生省予算全体の編成上、15%にとどまつたから、施設側にかなりの不満があつた。  
子どもの待遇では、衛生、教材費一日二円九〇銭を四円九銭に引上げる、給食費を八円十銭から十三円十六銭（乳児分は三〇円↓三七円九十二銭）だけの増額要求であった。

施設の拡充については、保育所新設を二〇〇カ所（35年度は一七二カ所）増改築三〇カ所分、季節保育所を一万一千カ所開設するなど。さらに、山間、離島など普通の保育所を設置できにくい地域に

め保育所分の要求額は、四億五千万円がふえ、六十億六千万円にあ  
くれあがつた。(ちなみに35年度保育所分は三四億円の当初予算が、  
補正後三七億二千万と約三億二千万円増加したのである。)

政府案がきまるまで

こういうこともあって、「今年は大藏省も大部分話しが予算獲得も見通しは明るい」という観測が保育界にあつたし、それと同時にこの際行きつくところまでこのいきおいでのしていこうという心つもりもあったといえる。

さて、いよいよ一月五日の第一次査定で、予算編成の幕が切つておとされたわけだが、そこでは、期末手当一・六カ月を一・一カ月に、給食費八円十銭を十二円八六銭、教材費二円九十銭を三円四八銭、新規の寒冷地薪炭手当がみとめられたほかに、へき地保育所分三千二百万円が入つただけ。本命のベ・アはもちろん、季節保育所もゼロという惨状だった。

第二次査定（一月十一日）では、期末手当が二・一カ月から三・カ月へとスッポリ要求のワク通りなつた。他、復活するものなしという状況。十六日の第三次査定

## A 表 保育の友 2月号（第9巻第2号）付録

昭和 36 年度保育所関係政府予算案				
(36. 1. 19現在)				
事項	35年度 予算額	36年度 要求額	36年度 査定額	査定の内訳
児童局関係総額	千円 9,529 ,048	千円 17,617 ,181	千円 12,549 ,621	
保育所措置費	3,403 ,827 (3,729 ,328)	5,440 ,403	4,865 ,265	給食費 幼児 8 円 10 銭 → 11 円 86 銭 乳児 30 円 → 33 円 12 銭 268,312 千円
季節保育所設置費	32,000	61,875	20,000	日常諸費 幼児 2 円 90 銭 → 3 円 63 銭 乳児 3 円 70 銭 → 4 円 63 銭 42,910 千円 ペ・ア 7.5% (前年度補正後を基礎として) 寒冷地手当 法定通り 薪炭手当 法定通り 期末手当 1.6 カ月 3 カ月 (補正後を基礎として)
産休代替保母費 へき地保育所 設置費	0	26,757	0	
保育所設置費 補助金	0	82,300	32,300	1/3 補助 (340 カ所)
保母養成所設置費	116,788	150,500	101,850	(新築 150 カ所)
保母養成所費	1,697	11,355	5,528	増改築 2 カ所 (45坪)
	37,984	50,593	39,435	1/2 補助新規増 (新規など) 上記と同様

定では季節保育所分子六百万円(35年度の1・2、四、五〇〇カ所)が陽の目をみたが、あとは依然ゼロ回答であつた。

この間、保育所を中心にして従事者のベ・アと生活保護費引上げを叫んだ全国集会と、ベ・ア中心の東京関係者の集会が開かれ、活発な陳情運動が展開された。この運動の過程では「明るい」ベ・アの見通しは全くなくなり、結局は、大蔵大臣と厚生大臣のいわゆる大臣折衝で、政治的解決にもちこんでいくことより方法がない事態に

なっていた。

大蔵省としては、補正予算で十一%引上げたことにより、一応給与改善の施策をしたというハラが強かったとの、第二次査定で三カ月の期末手当（これは公務員並）を組入れたことで、うつべき手はうつた、という考え方にもとづいているといわれている。

しかし、大臣折衝においては、さらに七・五%（保育所分約七%、前掲の理由）ベ・アという線にまで進んだのだった。以上、三十六年度予算をまとめる、A表のようになる。

### 残された問題は

三十五年度当初予算、三四億円にくらべ、約二十%のベ・ア、期末三カ月分をはじめ給食費の増額、へき地保育所の新設などをふくめて四八億六千五百万円、つまり十四億六千万円の増加である。保育所はじまつていらいのことである。大きくなりたという35年度でも、34年度と比較して五億円の増加にとどまつたのだから。（厚生省児童福祉関係全体では三十億円の増加で、これもかつてない大巾である。）

とはいえるのは早い。農村でもっとも必要とされる季節保育所は、昨年にくらべて半分に削られた。大蔵省は一カ所一万円程度の補助は打切る方針なのである。とすると、県及び市町村で全面的に

補助しない限り、季節保育所は公費で開設されないことになる。  
保母の給与とて、まだまだ劣悪である。教材費（日當諸費）のひとり一日三円六三銭とて同じである。

さらに、これらわずかでもアップした分が、そのまま保護者の負担にはねかえつていくという現行制度では、保育予算があえることは、保護するべき家庭を保護しないことになる。（註・この講座の別項でこれについて明らかにされるであろうが、前年分の所得税課税世帯はD階層といつて、保育に要する費用（保育単価）を全額負担することになつているから、単価の引上げをそのまま負担することになる。）

つまり、保育予算の「神武以来」の増額は保育所制度の公費負担と保護者負担のあり方を根本的に検討することを余儀なくしている。かくて、今日における保育所問題は、保母の待遇改善（最低基準を含めて）と保護者の負担軽減の二つに集約することができるわけである。

〔註 保育所最低基準、保母の生活、保育所の経営など各論については、それぞれの担当筆者の分析によって明らかにされることになつて、保母養成所費のことにはふれなかつた。〕